

# 岐阜県公共事業再評価要綱

公共事業評価は、社会資本が果たす役割が広範かつ長期間に及ぶこと、また、費用便益分析の精緻化には本質的な限界性や課題を内包しており、便益として測りきれない効果があることなどを十分認識しておく必要がある。評価の実施主体は、それらを踏まえた上で可能な限り定量的、定性的に分析した上で、総合的に評価を行うものであることに留意する。

## (目的)

第1条 この要綱は、岐阜県農政部、林政部、県土整備部及び都市建築部が実施する公共事業（以下「事業」という。）の再評価を行い、事業の実施に当たり、社会的要請や新たなニーズ等への対応による事業実施環境の変化などを踏まえて、必要に応じて事業内容の改善を図り、事業の継続が適当と認められない場合には事業を中止するための手続きについて、必要な事項を定め、事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図ることを目的とする。

## (再評価の対象とする事業の範囲)

第2条 再評価の対象とする事業は、別表第1に掲げる国庫補助事業、交付金事業、県単独事業とする。ただし、維持管理に係る事業及び災害復旧に係る事業を除くものとする。

なお、交付金事業において再評価を実施する対象は、一定の整備効果が発現される要素事業単位とする（参考【交付金事業の再評価の対象】）。

## (再評価を実施する事業)

第3条 再評価を実施する事業は、第2条のうち次に掲げる事業とする。

なお、国庫補助事業については当該事業を所管する省庁から示されている再評価実施要領等（以下「国実施要領」という。）に定める事業とする。

- (1) 用地補償費や工事費等の事業費が最初に予算化された年度（以下「事業着手年度」という。）から、5年間を経過した時点で未着工の事業。
- (2) 現在着工している事業（一部供用されている事業を含む。）のうち、事業着手年度から別表第2に掲げる一定期間が経過した時点で継続中の事業。
- (3) 準備計画段階（調査検討の事業費が予算化された時点から、用地補償費や工事費等の事業費が予算化されるまでの段階をいう。以下同じ。）で5年間が経過している事業。
- (4) 再評価を実施した後5年間が経過した時点で、未着工又は継続中（一部供用されている事業を含む。）の事業。
- (5) 社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要があると事業を所管する部長（以下「事業所管部長」という。）が判断をした事業。

(再評価の実施時期)

第4条 再評価の実施時期は、次のとおりとする。

なお、国庫補助事業については国実施要領によるものとする。

- (1) 事業着手年度から5年間を経過しても未着工の事業については、事業着手年度から5年目の年度末まで。
- (2) 事業着手年度から一定期間が経過して継続中（一部供用されている事業を含む。）の事業については、事業着手年度から一定期間が経過する当該年度末まで。
- (3) 準備計画段階で5年間が経過している事業については、5年目の年度末まで。
- (4) 再評価を実施した後に5年間を経過した時点で、未着工又は継続中（一部供用されている事業を含む。）の事業については、再評価実施年度から5年目の年度末まで。
- (5) 社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要があると事業所管部長が判断をした事業については、必要と認める時期。

(再評価の視点)

第5条 再評価を行う際の視点は以下のとおりとする。なお、事業の特性に応じた視点については、国実施要領に準じ追加するものとする。

- (1) 国や県の政策との位置付け

国や県の政策との位置付け及び重点度やその変化。

- (2) 費用対効果分析

事業の投資効果やその変化。

原則として再評価を実施する全事業について費用対効果分析を実施するものとする。

費用対効果の算定については、国実施要領に準ずるものとする。

なお、事業着手時において実施した費用対効果分析の要因に変化が見られない場合で、かつ、事業規模に比して費用対効果分析に要する費用が著しく大きい等費用対効果分析を実施することが効率的でないと判断できる場合は、費用対効果分析を実施しないことができるものとする。

- (3) 事業を巡る社会経済情勢等の変化

事業着手の際の前提となっている需要の見込みや地元情勢の変化等事業を巡る社会経済情勢の変化状況等。

- (4) 事業の進捗状況

事業の進捗状況や事業進捗の見込み。

- (5) 地域の特性（特に必要と判断した場合に限る。）

地域特有の課題等、事業に係るその他の必要な事項。

- (6) 主たる施設の構造等に関する事業手法や事業計画、コスト縮減や代替案等の改善

- ・上位の計画・ビジョンの変更や防災・減災対策の強化、環境負荷の低減、カーボンニュートラルの実現等の社会的要請
- ・地元協議や新たなニーズへの対応などによる事業実施環境の変化
- ・事前調査との乖離などによる現地条件の変化
- ・技術の進展に伴う新工法の採用等による新たなコスト縮減や代替案の立案

(再評価の基本的な考え方)

第6条 事業の継続（必要に応じて事業手法、施設規模等の内容の見直しを含む。）

又は中止（これらに伴う事後措置を含む。）の基本的な考え方は次のとおりとする。

(1) 第5条の(1)から(5)の視点による再評価において継続が妥当と判断できる場合は事業を継続することができるものとする。

また、第5条の(1)から(5)の視点による再評価において継続が妥当と判断される場合にあっても、(6)の視点による再評価に基づき、主たる施設の構造等に関する事業手法や事業計画等の改善を実施することで事業の効率化が図られると判断できる場合においては、当該改善を実施した上で事業を継続することができるものとする。

(2) 第5条の(1)から(5)の視点による再評価において継続が妥当と判断できない場合にあつて、(6)の視点による再評価に基づき、主たる施設の構造等に関する事業手法や事業計画等の改善を実施することによって第5条の(1)から(5)の視点による再評価において継続が妥当と判断できる場合にあつては、当該改善を実施した上で事業を「改善継続」とすることができるものとする。

(3) 第5条の(1)から(5)の視点による再評価において継続が妥当と判断できない場合にあつて、(6)の視点による再評価に基づき、主たる施設の構造等に関する事業手法や事業計画等の改善を実施した場合においても継続が妥当と判断できない場合は、事業を中止するものとする。

(再評価の対応方針に関する資料の作成)

第7条 事業所管部長は、事業の継続又は中止の方針（以下「対応方針」という。）

に関する資料を作成する。

(事業評価検討委員会)

第8条 事業評価を円滑に実施するため、農政部、林政部、県土整備部及び都市建築部で構成する事業評価検討委員会を設置する。

2 事業評価検討委員会の組織に関し必要な事項は別に定める。

(事業評価検討委員会の役割)

第9条 事業評価検討委員会は事業所管部長が作成した再評価に関する資料を審議し、対応方針の案を作成するものとする。

(対応方針の決定)

第10条 知事は、対応方針を決定する場合は、あらかじめ、岐阜県附属機関設置条例(平成25年岐阜県条例第1号)第1条に定める岐阜県事業評価監視委員会(以下「監視委員会」という。)の意見を聞くものとする。

2 知事は、監視委員会から意見の具申を受けたときは、これを最大限に尊重し、対応方針を決定する。

(河川事業、ダム事業の取扱)

第11条 河川事業、ダム事業における再評価の実施手続きについては、河川法(昭和39年法律第167号)に基づく河川整備計画の策定変更の手続きの活用を図るものとし、河川整備計画の策定変更の際、河川法に基づき、学識経験者、関係住民、地方公共団体の長の意見を聴くにあたって学識経験者等から構成される委員会等が設置される場合は、監視委員会に代えて、当該委員会において審議を行うものとする。

(評価結果、対応方針等の公表)

第12条 知事は、再評価の結果及び対応方針その他必要な事項を公表するものとする。

(関係資料の保存)

第13条 再評価の実施主体は、事後評価終了以後10年間(事後評価を実施しない事業については、事業完了以後10年間)、再評価結果及び対応方針等に関する資料並びに費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化の分析を実施するにあたって必要となった関係資料を保存するものとする。

(その他)

第14条 事業所管部長は、本要綱に基づき、各事業毎の再評価についての実施細目を必要に応じて定めることができるものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

平成23年度に、第3条(2)及び(4)に規定する期間を超過している事業で、再評価を実施していない事業については、平成25年度末までに再評価(再々評価)

を実施するものとする。

なお、経過措置期間内に完了見込みのある事業については、原則、完了予定年度の前年度までに再評価（再々評価）を実施するものとする。

（施行期日）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

再評価の対象とする事業の範囲

事業区分	対象基準		
	国庫補助事業	交付金事業	県単独事業
農業農村整備事業	事業費の基準を 定めない	全体事業費 10億円以上	全体事業費3億円以上
林道事業			全体事業費3億円以上
治山事業			全体事業費3億円以上
道路事業 (道路建設課所管)			2.0km以上の改良工事 長大橋、トンネル
道路事業 (道路維持課所管)			全体事業費3億円以上
河川事業			全体事業費3億円以上 排水機場
砂防事業			全体事業費3億円以上
街路事業			全体事業費3億円以上
公園事業			全体事業費3億円以上
下水道事業			全体事業費3億円以上
公営住宅事業			全体事業費3億円以上
水道事業			全体事業費3億円以上

備考

この表に掲げる事業区分以外の事業若しくは対象基準以下の事業であっても、事業所管部長が再評価が必要と判断した事業は、主要な県事業として取り扱うことができる。

別表第2（第3条（2）関係）

「事業着手年度から一定期間」

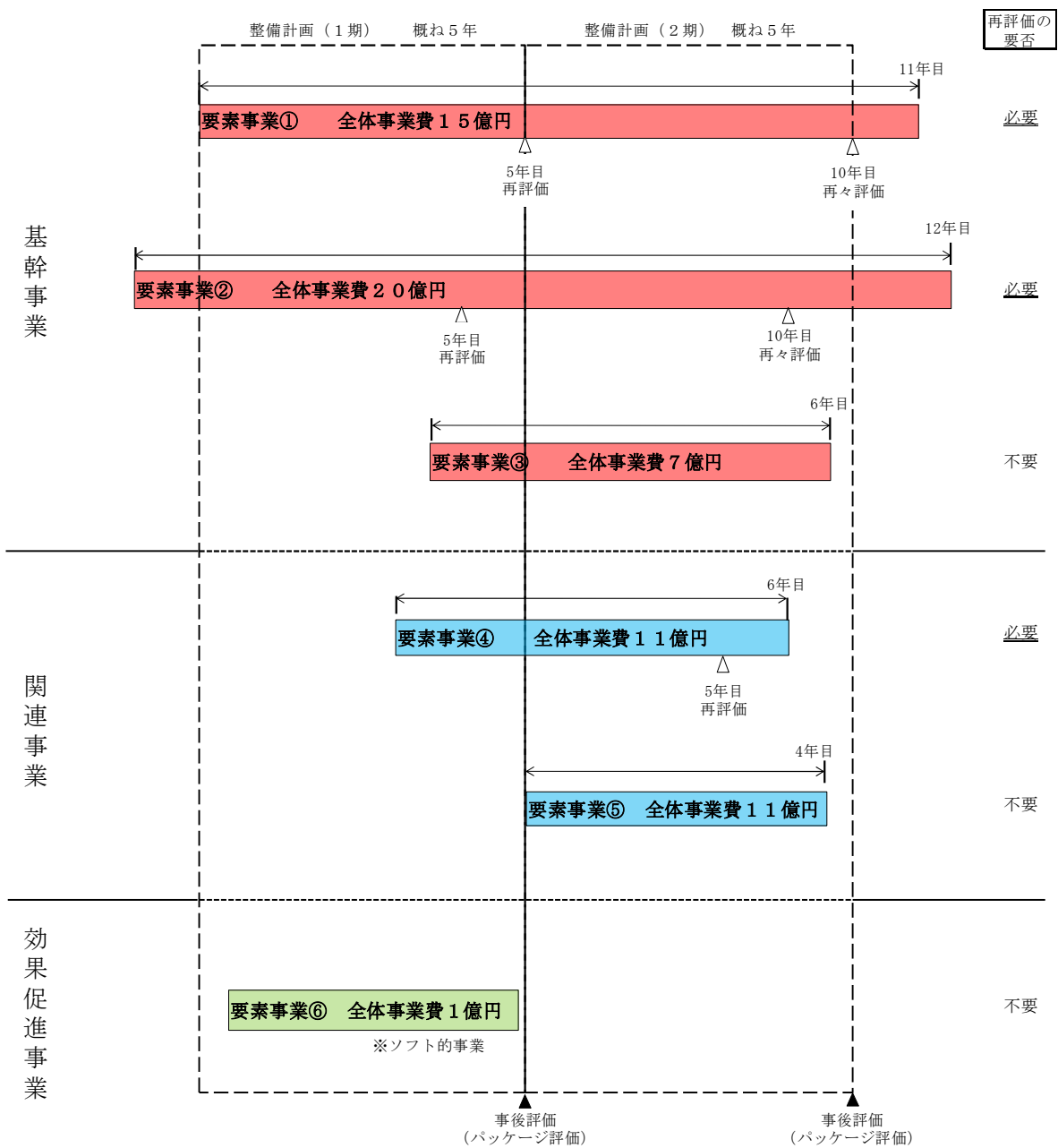
事業区分	交付金事業	県単独事業
農業農村整備事業	10年間	5年間
林道事業		
治山事業		
道路事業 (道路建設課所管)	5年間	
道路事業 (道路維持課所管)		
河川事業		
砂防事業		
街路事業		
公園事業		
下水道事業		
公営住宅事業		
水道事業		

【交付金事業の再評価の対象】

交付金事業において再評価を実施する対象は一定の整備効果が発現される要素事業ごととする。

なお、「要素事業」とは交付金事業の「整備計画」に位置付けた「基幹事業」や「関連事業」を構成する一つ一つの事業をいう。

【交付金事業の再評価の考え方】 国土交通省所管事業の場合



※1 国土交通省所管事業以外の再評価のサイクルは10年に読み替える。

※2 改築系事業のみ再評価の対象とする。